

指定居宅療養管理指導事業所

- 薬 局 名：クローバー薬局
- 指定事業者番号：1541540496
- 事業所所在地：新潟県糸魚川市平牛 2124 番地
- 電 話 番 号：025-555-7557

《運営方針》

要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

《指定居宅療養管理指導の内容》

- (1) 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
- (2) 居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- (3) 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

《従事者》

薬剤師 清水貴之

《営業日および営業時間》

薬局内に掲示している営業日・営業時間と同じ。

《利用料》

単一建物居住者が1人の場合……………518単位
単一建物居住者が2～9人の場合……………379単位
単一建物居住者が10人以上の場合 ……342単位
情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 ……46単位

※単位数はすべて1単位＝10円です。

- (1) 介護保険の負担割合に応じて、患者様の負担金が決定します。
ただし、公費により負担が変わることがあります。
- (2) 居宅療養管理指導に要した交通費については、実費とします。

《苦情処理》

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。